

関東森林管理局静岡森林管理署における民間競争入札の入札結果等について

公共サービス改革基本方針（平成 29 年 7 月閣議決定）を踏まえ、平成30年度の国有林の間伐等事業については、第208回官民競争入札等監理委員会（平成30年2月23日開催）了承の実施要項に基づき、24箇所を対象に入札を実施してきたところ。

このうち、関東森林管理局静岡森林管理署の実施箇所に係る入札物件において、再度の入札においても不落となったことから、以下のとおり実施予定者を特定することとした。

1 経緯

(1) 入札手続について

初回及び再度の公告及び入札手続に係る日程は下表のとおり。

区 分	初回入札	再度入札
入札公告	平成30年 6 月 27 日	平成30年10月 5 日
現場説明	平成30年 7 月 25 日 平成30年 7 月 26 日	平成30年10月11日 平成30年10月12日
企画提案書等提出期限	平成30年 8 月 6 日	平成30年10月25日
競争参加資格確認兼企画提案採否通知	平成30年 8 月 17 日	平成30年10月31日
開札	平成30年 9 月 7 日	平成30年11月20日

(2) 入札結果について

- ① 初回公告の現場説明会には3者が参加し、そのうち1者から企画提案書の提出があり、必須項目を満たしていたため、開札したところ、入札価格が予定価格を上回り不落となった。直ちに再入札を行ったが、不落となった。
- ② 再度公告の現地説明会には参加者はいなかったが、初回公告と同じ1者から企画提案書の提出があり、必須項目を満たしていたため、開札したところ、入札価格が予定価格を上回り不落となった。直ちに再入札、再々入札を行ったが、不落となった。

区 分	初回公告による入札	再度公告による入札
入札説明書の交付	HPによる対応	HPによる対応
現場説明会参加	3者	0者
企画提案書等の提出	1者	1者
入札開札	1者【不落】	1者【不落】
再入札開札	1者【不落】	1者【不落】
再々入札開札		1者【不落】

2 聞き取り結果と再度公告の対応について

(1) 初回公告による入札終了後に、応札者から入札価格の考え方について聴取したところ、次のとおりであり、本事業を通じて損失を生じる可能性がないように経費を積算した結果、予定価格を上回ったと考えられる。

- ・通常は機械による木寄せ・集材を行う作業システムを多く用いているが、今回の列状間伐では作業道からワイヤーで木寄せを行う必要があり、集材コストを多く見込んだ。
- ・間伐木を搬出するにあたって、きめ細やかな路網延長が必要と判断し、路網整備コストを多く見込んだ。
- ・一部の区域では広葉樹が多く生育しており、手間がかかることから伐倒・集材のコストを多く見込んだ。
- ・アクセスが著しく不便な箇所がある。

(2) 上記を踏まえ、森林作業道の延長距離の見直しを行うとともに、仕様書に「針広混交林化が見込まれる箇所の作業については、監督職員と協議する」旨の特記事項を追加し、実施要項の5の(3)に基づき再度公告による入札を実施した。

(3) また、再度公告による入札後の聞き取りでは、

- ・運材の距離が長いこと等から、要するコストを多く見込んだ。
- との回答が得られた。

(4) 聞き取りの具体的内容は、別紙のとおり。

3 実施者の特定等について

(1) 再度公告による入札においても不落となったことから、実施要項5の(3)に基づき当該事業の実施方法について検討したところ以下のとおり。

- ① 再々度の公告による入札による実施予定者の特定については、初年度の事業期間を確保できなくなることから困難
- ② 事業の中止については、当該箇所より集造材される丸太の供給について、今年度の計画に計上しており、間伐等事業の実行等を通じて木材の安定供給を推進する国有林野事業として、全く不実行となると問題

(2) このため、再度公告による入札参加者（1者）と協議を行い実施予定者の特定を行うこととし、調整を図った結果、予定価格の範囲内で実施要項等と同様の条件で事業を実施できることが確認できたことから、実施者として特定することとしたところである。

(3) なお、これまでに行ってきた見直しの内容、本年度実施箇所の状況の把握及び分析とあわせて、次期実施要項等の策定に向け検討していくものと考えている。

(別紙)

(別紙 1)

応札者からの聴取の概要

関東森林管理局静岡森林管理署において実施した民間競争入札に基づく国有林の間伐等事業の応札者からの聞き取りによる。

応札額等算出にあたっての考え方	回答者
<p>① 普段は、列状間伐の列間に機械を乗り入れて木寄せや集材を行う作業システムを多く用いているが、今回の列状間伐では列間が狭く作業道からワイヤーでの木寄せ・集材を行う必要があり、不慣れで手間がかかることから集材コストを多く見込んだ。</p> <p>② また、間伐木を搬出するにあたって、路網からワイヤーの届く範囲を考慮し、きめ細やかな路網延長が必要と判断し、路網整備コストを多く見込んだ。</p> <p>③ 一部の林小班で広葉樹が多い区域があり、その区域では残存木の保全等の手間がかかることから伐倒・集材のコストを多く見込んだ。</p> <p>④ アクセスが著しく不便な箇所があり、作業時間が限られる。</p> <p>⑤ 運材の距離が長いこと等から、要するコストを多く見込んだ。</p>	A社

注) ①～④は、初回公告及び再度公告による入札後に聴取した内容。

⑤は、再度公告による入札後に聴取した内容。